

## 子どものいじめと自殺をなくす、教育行政の改善を求める意見書

大津市立中学校の男子生徒の自殺事件を契機に、今、いじめ問題が改めて国民的問題となっている。被害生徒が「いじめではない」と主張し、学校側は「けんか」と判断した。いじめ被害者がいじめを否定することは珍しくない。

思春期の、しかも暴力にさらされた子どもへの理解がどうだったのか、集団的で突っ込んだ検討があったのかが問われている。子どもを守り育てる学校で、深刻ないじめが見抜けずとめられず、子どもが死を選ぶ事態が後を絶たない。

現代のいじめは、病理的特徴を強めている。いじめは子どもたちの叫びであり、つぶやきである。それを聞き取るような議論をしていくことが求められている。内閣府自殺対策白書には未成年者の自殺622人。このうち、小・中・高の自殺者156人である。子どもの権利委員会、国連第3回日本政府への勧告（2010・6・20）は「過度の競争教育」が子どものストレスを生み、いじめ・自殺を生んでおり、その是正を求めている。具体的勧告は「子どもの自殺の危険因子に関する研究、予防的措置を実施すること。子どもにさらなるストレスを与えないようにすることを日本政府に勧告する。」、「過度に競争主義的な環境が生み出す否定的な結果を避けることを目的として、大学を含む学校システム全体を見直すことを勧告する。」、「子ども間のいじめと闘うための努力を強化すること、及びいじめと闘うための努力を強化すること、子どもの意見を取り入れることを勧告する。」としている。大切なことは、競争と統制の教育が、子どもを理解し、向き合うという教育の根幹に重大な作用を及ぼしていることである。例えば学力テストや進学実績などの数値目標の達成が至上命令となり、気になる子どもに時間をかけることは評価されない「余計なこと」となりつつある。また、教職員の異常な「多忙化」などで、学年会や職員会議で子どもの問題を突っ込んで検討する時間が奪われている。子どもの命を守り、幸せに育てるには、競争的な教育の転換が欠かせない。

よって、本市議会は、政府に対し、国連の子どもの権利委員会の勧告を真摯に受けとめ、いじめと自殺の悲劇を生まないために教育行政の改善を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝